

梨医発第10号  
令和8年1月9日

病・医院長 殿

山梨県医師会長 鈴木昌則

## G-MIS での「かかりつけ医機能報告制度」及び「医療機能情報提供制度」の入力、報告について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、標記報告制度については令和8年1月5日より2月28日までの間にG-MISを使用して県知事へ報告することが義務となっております。すべての医療機関が対象になっておりますので、下記入力方法により確実にご報告くださるようお願い申し上げます。

なお、定期報告制度における「かかりつけ医機能報告内容の取り込み」操作、院内掲示出力など、漏れが生じやすい項目がありますので、裏面に記載のURLからマニュアル等をご参照ください。

また、本県は報告締め切りが2月28日（3月31日ではありません）となっていますのでご注意ください。

※本通知は、山梨県医師会ホームページのお知らせ欄にも掲載いたします。

### 記

#### 入力方法

1. G-MIS を開きログインをする
2. 一番左側の「G-MIS 医療機関等情報支援システム」をクリック
3. 緑色の四角の「かかりつけ医機能報告制度」をクリック
4. 各項目の入力をする
5. 入力終了後あやまりがなければ最初画面の右上にある「報告」をクリック
- 6 報告を受付した画面が出れば終了
7. 次に緑色の四角の「医療機能情報提供制度」をクリック
8. 「定期報告」をクリック
9. 最初の画面に「かかりつけ医機能報告制度」で入力した項目を取り込む様に指示が出るので「取り込む」を選択する。これを行うことにより再度「かかりつけ医機能報告制度」の項目の入力が必要になります。

10. 取り込み終了後引き続き「医療機能情報提供制度」の各項目へ入力をしてください
11. 入力終了後あやまりがなければ最初画面の右上にある「報告」をクリック
12. 報告を受付した画面が出れば終了

## 参考

山梨県 山梨県医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度実施要領  
<https://www.pref.yamanashi.jp/imuka/sido/20230201.html>

厚生労働省 医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35867.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html)

厚生労働省 かかりつけ医機能報告マニュアル  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001590091.pdf>

厚生労働省 かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS 操作編）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001590092.pdf>

厚生労働省 かかりつけ医機能報告制度 操作手順動画（令和7年11月）  
<https://www.youtube.com/watch?v=kEIrBoPBwp0>  
(院内掲示の出力を含む)

厚生労働省 定期報告制度における「かかりつけ医機能報告内容の取り込み」操作マニュアル ver1.70  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001348795.pdf>  
(取り込み手順が図解で分かりやすく整理されています)